

旅費等の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人宮城県理学療法士会（以下、「本会」という。）の役員、局員、部員及び委員等に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、本会の役員、局員、部員及び委員等が、その居住地または所属施設等の起点から1.5km（経路）以上離れている地域において本会の用務、または社命により移動した場合に適用する。

- 2 所属施設及び要請者より旅費が支給される場合は、本会からの支給額を下回る場合のみ、その差額を支給する。
- 3 会長が必要と認めた時は、旅費を本会で支給することができる。

(旅費の支給基準)

第3条 この規則でいう旅費とは交通費、宿泊費とする。

- 2 公共交通機関を使用した場合の交通費については、全て実費を支給する。
- 3 自己所有車両を使用した場合の交通費については、走行キロ数1kmにつき30円を支給する。なお、駐車料、有料道路通行料は、実費を支給する。
- 4 宿泊費は1泊につき最高15,000円を基準とし、以下の場合には実費を支給する。ただし、車中または船中に宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで寝台料金の要した費用について申告した額を支給する。やむを得ない理由により、上記費用を超えた場合は、理事会が承認した場合に限り、実費を支給する。
- 5 事情によりタクシーを利用する場合には、局長と会長の許可を受けなければならない。その際、運賃はそれを証明するものを提出することとする。

(本会所有車両の使用)

第4条 本会所有車両の運行に伴う有料道路通行料、燃料費、修理費、駐車料、その他の経費は実費を支給する。

(定めのない事項)

第5条 この規則に定めのない事項については、理事会の議決による。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月12日より施行する。
- 2 この規則は、令和5年12月21日より改正施行する。
- 3 この規則は、令和8年4月16日より改正施行する。